

# 虐待対応状況

## ●高齢者虐待 34件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者が激高し物を投げる素振りをしたと、警察に通報があった。</p> <p>配偶者が怒りっぽくなっていること、対象者が同じ話を何度もすることがけんかの原因とわかったため、虐待事案とは認定せず。 対象者と配偶者双方に認知症の検査受診を勧めた。 対象者には、地域のサロンなどを紹介した。</p>
警察	子	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者から、子が対象者の配偶者を包丁で刺したと、警察に通報があった。 対象者の配偶者は病院に緊急搬送された。 子は殺人未遂の現行犯で拘留された。</p> <p>心理的虐待として認定。 市による訪問支援を提案したが、対象者は支援を希望されなかった。 市と地域包括支援センターでいつでも支援ができることを伝えた。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者の配偶者から、対象者が子に包丁で刺されたと、警察に通報があった。 対象者は病院に緊急搬送された。 子は殺人未遂の現行犯で拘留された。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者の配偶者へ架電し、対象者の状況が改善してきていることを聞き取った。</p>
ケアマネジャー	施設職員	ネグレクト	<p>対象者は80歳代・要介護5。 対象者の元担当のケアマネジャーから、施設入所中の対象者が、褥瘡がひどいのに施設長が他機関を受診させないと、通報があった。</p> <p>対象者家族の考えや希望の確認、施設長等からの聞き取りや施設の主治医との面談、対象者の状況確認を実施したが、通報内容の指摘が認められなかったため、虐待事案とは認定せず。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は60歳代・要介護認定なし。 対象者から、子が金銭を要求し、対象者がそれを断ったところ、子が激昂し、対象者の顔面などに暴行を加えたと、警察に通報があった。 子は医療保護入院となった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者にけがはなく、支援を希望しないとのことであった。 子については、退院後もしばらくは関係機関で経過観察を行うこととなった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、自宅で配偶者が暴れていると、警察に通報があった。 配偶者が興奮し、対象者に暴力を振るった。  身体的、心理的虐待として認定。 対象者に事実確認を行い、DVの要素があるため男女共同参画ルームの女性相談を紹介した。
警察	配偶者	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者と口論となった末、配偶者が対象者に対して物を投げる素振りをし、「殺すぞ」との暴言を吐いたと、警察に通報があった。  身体的、心理的虐待として認定。 配偶者は病院を受診し、入院となった。
地域包括 支援セン ター	兄弟姉妹	身体的 心理的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 近隣住民から、対象者の兄弟姉妹が自宅内で暴れて対象者がけがをしたと、警察に通報があった。  身体的、心理的虐待として認定。 兄弟姉妹は精神疾患疑いにて医療保護入院となった。
警察	子	心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 子自身から、口論になり興奮して対象者に包丁を向けたと、警察に通報があった。  心理的虐待として認定。 子は対象者の配偶者の介護を担っており、介護負担が大きかった。 対象者の配偶者へ介護保険サービスを導入し、子の介護負担を減らす方針となった。
消防	子	身体的	対象者は60歳代・要介護認定なし。 消防から、対象者に熱中症様の症状が出現し子から救急要請、救急隊が対象者に新しい内出血や複数の痣を確認したと、相談があった。  痣について確認したところ、対象者が荷物運びをする際によく痣を作ってしまうとのこと。 暴力の事実が確認できないため、虐待案件としては認定せず。 今後は地域包括支援センターが訪問で状況等を確認することとなった。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、自宅で子に胸ぐらを掴まれ振り回されたと、警察に通報があった。 警察が介入し、対象者をシェルターに避難させた。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者が市外にアパートを借りたとのことで、自宅がある箕面市、子には近づかないよう助言した。 子には池田保健所、生活相談窓口を紹介した。</p>
警察	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、子と口論になり子に暴力を振るわれたと、警察に通報があった。 対象者は、別の子の家を一時避難した。</p> <p>身体的、心理的虐待として認定。 対象者にけがはなく、支援を希望しないとのことであった。 子は、池田保健所、地域保健室が支援を継続し専門病院へ入院となった。</p>
地域包括 支援セン ター	子	ネグレクト	<p>対象者は90歳代・要介護認定なし。 地域包括支援センターから、対象者は食事が摂れておらず、立位、座位保持困難な状態にもかかわらず、救急車を呼ぶよう助言しても子は拒否し、受診できても子が治療拒否すると、相談があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。 対象者は、後日、往診医判断にて緊急搬送され病院へ入院。 子、配偶者と対象者の支援方針を検討していたが、対象者の病状が悪化し、他界された。</p>
警察	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 警察から、対象者の子が別の子にけがを負わせ、子は現行犯逮捕されたと、市に情報提供があった。 以前から子に暴力を受けていた様子があると、警察から報告を受けた。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者はショートステイを利用し、子との接触機会を減らすよう支援した。</p>
近隣住民	子	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 近隣住民から、ほぼ毎日怒鳴り声が聞こえ、今日は「痛い痛い」との声がしたと、通報があった。</p> <p>地域包括支援センターと市が訪問して確認したところ、対象者は難聴であり、大声で話さないと話しが通じない様子。 近隣の子は毎日様子を見に来て、他市の子と共に支援をしている。 対象者からは、子から暴言・暴力を受けているという発言がなかったため、虐待事案として認定せず。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	対象者は60歳代・要介護2。 担当ケアマネジャーから、対象者が配偶者に殴られた、対象者は過去にも暴力を受けたことがあると、地域包括支援センターに相談があった。  身体的、心理的虐待として認定。 対象者と過ごす時間を減らす目的で、配偶者のデイサービス利用に向けて支援する方針となった。
警察	孫	身体的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、孫に頭部を殴られたと、警察に通報があった。 対象者は事件当日から子の家へ避難している。  身体的虐待として認定。 子と孫には池田保健所が介入し支援を行うこととなった。
地域包括支援センター	子	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護2。 対象者を引き取っていた他県に住む子から支援をしてほしいと、対象者の担当ケアマネジャーに連絡があった。担当ケアマネジャーより子の居住地の地域包括支援センターへ支援を要請した。 その後、子夫婦が府内に転入。対象者が市内の自宅へ帰宅後は子が泊まり込みで介護を続けていた。  地域包括支援センターと市が訪問、子は介護疲れや対象者に対する暴言・暴力があったことを認めたため、身体的、心理的虐待として認定。 対象者は専門病院へ入院後、施設へ入所となった。
警察	子	身体的	対象者は70歳代・要介護2。 対象者から、子が暴れていると、警察に通報があった。 以前から認知症のある対象者に子が腹を立て、言い争いや叩き合いになることがあった様子。  身体的虐待として認定。 対象者は、配偶者同意のもと、医療保護入院となった。
警察	子	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 別の子から、子が対象者にお金を要求し、対象者がそれを拒否したため、子が対象者の両肩や顔面を叩いたと、警察に通報があった。 子は警察に保護され、家族同意のもと医療保護入院となった。  身体的、心理的虐待として認定。 対象者は、今後子と同居して支援する気持ちはなく、別居して子には自立してほしいと思っている。子も同様に別居を希望しており、関係機関で支援を行うこととなった。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	孫	身体的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者が孫と喧嘩となり、お互い物を投げ合った末、対象者に物が当たったと、警察へ訴えたため情報提供があった。 対象者は受診をしたが大事には至らなかった。  身体的虐待として認定。 対象者には、デイサービスを利用するなど、孫との接触機会を減らすよう助言した。
警察	子の配偶者	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 同居の子の配偶者が酒を飲んで子と口論になったところ、仲裁に入った対象者が暴力を振るわれたと、警察から情報提供があった。 対象者は子の配偶者以外の家族全員で市外に避難した。  身体的、心理的虐待として認定。 対象者、子にけがはなく、市外で住居を探す予定。
子の配偶者	配偶者	ネグレクト	対象者は70歳代・要介護認定なし。 子の配偶者から、配偶者が対象者の医療・介護サービスを制限していると、地域包括支援センターに相談があった。 対象者は体調不良があったが数日間配偶者に放置されていた。 配偶者は対象者が外部へ連絡できないようにしていた。  ネグレクトとして認定。 対象者が入院中に、介護認定を申請。 その後子らの見守りのもと、自宅退院したが持病の悪化のため再入院し、今後は施設入所を予定している。
警察	子	身体的 心理的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 知人から、子が激高し、対象者に暴力を振るったと、警察に通報があった。 対象者は骨折していた。  身体的、心理的虐待として認定。 対象者は、府外の子の協力もあり市営住宅に当選し、別居に向けて準備している。
ケアマネジャー	子の配偶者	身体的 心理的 ネグレクト	対象者は80歳代・要介護2。 対象者は入院加療中であったが、子の配偶者の強い希望で退院。翌日対象者は、市内を徘徊し警察に保護されている。 担当ケアマネジャーが自宅訪問すると、子の配偶者が対象者に暴力を振るうところを現認。ケアマネジャーから地域包括支援センターに相談が入った。  身体的、心理的虐待、ネグレクトとして認定。 分離入院の方針となり、孫が主の支援者となり専門病院へ医療保護入院した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護1。 対象者は糖尿病で、食事療法を守らなかったことに配偶者が激怒し、暴力を振るった。近隣住民が大きな声を聞き、警察に通報した。 対象者にけがはなかった。</p> <p>市と地域包括支援センターで訪問、対象者は認知症状が進んでおり所々会話の理解は難しいが、仲睦まじい様子で寄り添いあって話をしており、虐待事案とは認定せず。 配偶者は対象者のデイサービス利用に理解を示し、また対象者の体の状態の相談をするためにも訪問看護を希望した。</p>
警察	子	身体的 心理的 経済的 ネグレクト	<p>対象者は80歳代・要介護2。 配偶者から、対象者が自宅へ帰ってきていないと、警察に相談があった。 捜索したところ子の自宅内で対象者を発見した。 自宅内は生活ゴミや家具類等が散乱、異臭も漂っており、養護の著しい怠りが認められた。 対象者は救急隊により病院に搬送された。身体的虐待が疑われるような負傷等はなかった。</p> <p>心理的、経済的虐待、ネグレクトとして認定。 対象者は、子には秘匿にしてお泊まりデイサービス(通所介護事業所で提供する宿泊サービス)の利用を開始した。 その後、子から対象者へのコンタクトはない。</p>
子	配偶者	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 子から、対象者が配偶者からの言葉の暴力により精神的に不安定になっており、心療内科等の医療機関を教えてほしいと、相談があった。 配偶者はここ数年で暴言が顕著となり、子の前でも暴言が出現するようになった。身体的な暴力はない。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者の受診については、精神科を案内した。 配偶者については、専門医受診について地域包括支援センターより子へ助言した。</p>
ケアマネジャー	子	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護2。 担当ケアマネジャーから、地域包括支援センターへ報告があった。 デイサービス初回利用時、対象者に打撲痕を確認したとデイサービスより相談を受けた。別のデイサービス利用時にも発赤と腫脹を確認。また別の日には新たに内出血を確認した報告を受けた。 対象者より「子に叩かれた」と聞き取った。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者は、別居の子二人が交代で支援をしており、引き続きデイサービスでの見守りを継続することとなった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護1。 近隣住民から、対象者が食事をしたことを忘れ、再び食事をしようとしたため、配偶者が対象者に暴力を振るったと、警察へ通報があった。 配偶者は暴力を振るったことを認めており、警察官より口頭注意を受けた。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者は暴力を振るわれたことを覚えていない。 デイサービスの利用回数を増やし、対象者と配偶者が離れる時間を増やすこととなった。</p>
ケアマネジャー	子	ネグレクト 経済的	<p>対象者は80歳代・要介護2。 担当ケアマネジャーから、過去に虐待認定した対象者について虐待の疑いがあると、地域包括支援センターに相談があった。 地域包括支援センターが訪問し確認すると、非常に不衛生な環境で暮らしており、同居の子による金銭搾取のため必要な介護保険サービスが受けられず、放置されていたことが判明した。</p> <p>ネグレクト、経済的虐待として認定。 対象者は、特養入所による分離を図った。 子には生活相談窓口を紹介した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者が対象者の体を軽く3回叩いたと、警察に通報があった。 対象者にけがはなかった。</p> <p>地域包括支援センターで訪問。 対象者に確認すると、今回は些細なけんかだったが、数十年前に配偶者から暴力を受けたことを思い出して通報したと。 配偶者に対して怖いといった感情は現在無く、虐待事案としては認定せず。 何かあれば同敷地内に住む子夫婦や近隣市に住む子に相談できるとのこと。 配偶者は近々施設入所を検討している。</p>
本人	内縁の配偶者	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者と内縁の配偶者で市民サービス政策室に来所相談があった。 内縁の配偶者からの暴言があるのでやめさせてほしいとの訴えあり。</p> <p>心理的虐待として認定。 他市でも暴言・暴力のため虐待事案として対応歴があり、措置分離していた。 対象者、配偶者ともに介護保険の認定申請をし、サービスを利用することで見守りの目を入れる方針となった。</p>
生活相談員	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 子と面談した保健所嘱託医から、「子の精神症状により対象者が自宅に帰れないことは虐待にあたる」との指摘を受け、生活相談員から地域包括支援センターに相談があった。</p> <p>身体的、心理的虐待として認定。 子は治療を始める方針となり、対象者は緊急時支援サービスによるショートステイを利用することとなった。</p>

# 虐待対応状況

## ●障害者虐待 3件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
訪問看護職員	施設従事者	身体的 心理的	<p>対象者は20歳代。 通所施設で作業の体験をしている際、しんどくなり所外へ出ようとしたところ、通所施設職員に腕を掴まれて制止され痣ができた。また、施設職員が対象者を罵倒するような発言をしていると通報があった。</p> <p>事実確認の結果、通所施設職員の対応は対象者の安全確保のためのやむを得ないものであり虐待事案とは認められず、施設職員も、言葉遣いや支援スキルの未熟さはあるが虐待とまでは認められなかった。いずれも適切な支援が行える体制構築に向けた助言を行った。</p>
施設従事者	施設従事者	心理的	<p>対象者は施設に通所する複数の児童。 気に入らない利用者が危険な行動をするなど何か問題を起こした際、些細なことであっても大声で感情的に怒鳴っていると通報があった。</p> <p>通所施設職員と管理者から聞き取りをしたが、通報内容の事実確認ができず、虐待事案であるとの判断がつかなかった。 通所施設に対して、支援体制の見直しや職員間の情報共有など改善策について書面を提出してもらった。</p>
使用者	使用者	身体的	<p>対象者は30歳代。 使用者自ら、業務時間中に仕事に取り組まず大声で不適切な発言をする対象者に腹を立て、対象者の頬を叩いたと通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 業務量が多く残業が重なったストレスから起こったと考えられ、事業所に対して、職員体制の充実と職員への心身への配慮を促した。規定に基づき大阪府に対して労働相談票により報告を行った。</p>